

参議院社会労働委員会会議録第二十一号

昭和三十三年四月十日(木曜日)午前十一時十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 阿具根 登君
理事 勝保 稔君
木島 虎藏君
山下 義信君
中山 福藏君

委員

草葉 隆圓君
齋藤 昇君
鈴木 万平君
高野 一夫君
谷口 弥三郎君
西岡 ハル君
横山 フク君
片岡 文重君
木下 友敬君
藤田 藤太郎君
山本 経勝君

委員外議員

大矢 正君

衆議院議員

保科 善四郎君
石橋 政嗣君

国務大臣

石田 博英君

政府委員

調達庁長官 上村 健太郎君
調達庁事務部長 小里 玲君
労働大臣官房長 瀧谷 直藏君
労働省労働局長 龜井 光君
労働省職業安定局長 百田 正弘君

第七部 社会労働委員会会議録第二十一号 昭和三十三年四月十日【参議院】

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の会議に付した案件

○駐留軍関係離職者等臨時措置法案

(内閣提出、衆議院送付)

○国際労働条約第八十七号批准に関する決議案(藤田藤太郎君外六名発議)

○けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の一部を改正する法律案(大矢正君外六名発議)

○労働基準法の一部を改正する法律案(藤田藤太郎君外六名発議)

○委員長(阿具根登君) ただいまより社会労働委員会を開会いたします。

駐留軍関係離職者等臨時措置法案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

○衆議院議員(保科善四郎君) ただいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法案につきまして、衆議院内閣委員会を代表いたしまして御説明申し上げます。

御承知のごとく、駐留軍関係労働者中の大部分の者が、長期にわたりまして、言語、風俗、習慣等の異なる特殊な環境の中で、連合国または米国等に対するわが国の義務履行に協力して参つていたのであります。昨年岸総理が渡米いたしました際に、米駐留軍の早期撤退を申し入れ、日米双方が合意したいわゆる岸、アイゼンハワー共同声明以来、多数の関係労働者が、特定の地域におきまして、自己

の意思によらないで突然的に離職を余儀なくされている一方、その転職が非常に困難である国内情勢等にかんがみまして、これらの者の生活の安定に資するため、特別の措置を講じようとするのが、本案の趣旨であります。

その要旨を御説明申し上げますと、第一に、駐留軍関係離職者等の対策について連絡調整をはかるため、総理府に中央駐留軍関係離職者等対策協議会を設置することであり、

第二に、都道府県が、都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会を設置いたしましたときは、政令の定めるところにより、経費の一部を国が補助することとができることとあります。

第三に、関係離職者等の職業訓練のため、必要に応じ職業訓練所の設置、教科の追加、夜間職業訓練等の特別の措置が講ぜられるものとし、また、在職者に対して必要な知識技能を授けるための特別措置を講ずることができるといたすこととあります。

第四に、国は返還国有財産のうち、関係離職者の住宅に供することを適当と認めるもの及びその他の国有財産で住宅の用に供されていたものは、必要がある場合には、関係離職者の就職を容易にするため、その住宅の用に供するよう配慮することといたすこととあります。

第五に、関係離職者が所有する株式または出資金額の合計額が、その資本または出資総額の二分の一以上の法人等に対しては、米駐留軍から返還

された国有の財産を、通常の条件よりも有利な条件で譲渡または貸付をすることができるといたすこととあります。

第六に、関係離職者の自立をはかるため、それらの者が経営する事業等に對し関係行政機関は、必要な事業資金のあつせんに努めなければならないことといたすこととあります。

第七に、昭和三十三年六月二十二日において政府雇用の関係労働者であつた者が、同日以後において米駐留軍の撤退等によつて離職を余儀なくされ、または業務上死亡した場合には、政令の定めるところにより離職者または遺族に対して、特別給付金を支給することとができることとあります。

その他本法は、公布の日から施行し、滿五年をもって失効するといはれてゐるほか、関係法律に所要の改正を加えております。

なお、本案施行に要する経費は、本年度予算に繰り込み済みであります。本案は、衆議院内閣委員会において種々検討の結果、全会一致をもって成案を得たものであります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(阿具根登君) 御質疑を願います。

○山本経勝君 ただいまの提案者の方の御説明に對する質疑に入る前に、一つ委員長の方にお答えを願つておきたいのは、実は、前々週のこの委員会では、この駐留軍関係の離職者に対する

対策を中心として質疑をいたしました中で、特に行政協定に關連する事項で、總理並びに外務大臣の出席を求めて審議をし、明らかにしなければならぬ点がありました。そこで私は、總理並びに外務大臣の出席を要求したのであります。そのときは、予算が審議中であるので、やむを得ぬというお話をあつたように記憶をいたしております。ところが、再度要求をいたしましたところ、なほ、本日總理並びに外務大臣が出席をいただけぬといふことは、私は非常に残念に思ふ。といふのは、今まで担当しておられる調達庁の長官や、あるいはまた、労働省関係その他關連して、特需等連絡協議会の皆さんには、質疑を重ねてきたのであります。が、しかも、対米軍に對する交渉が一部局やあるいは長官の手にまかされたという形では、しよせん事態の解決がつかないといふ私は考へてゐる。

ですから、そういう状態であればこそ、總理並びに外務大臣の出席を要求したのでありますが、依然として出席をいただけないといふことは、むしろこの委員会に對する輕蔑とも極言すれば言へると私は思ふのです。こういうことでは、自後における審議が円滑に推進できると考へられぬのですが、もし事情があるならば、事情を明らかにしていただかなければならぬと申し、あるいはそうでなければ、次回もしくはその他の機会に出席することをはっきりと約束してもらわなければ困ると思ふのです。この点、委員長の方から、ど

うも有利な条件で譲渡または貸付をすることができるといたすこととあります。

第六に、関係離職者の自立をはかるため、それらの者が経営する事業等に對し関係行政機関は、必要な事業資金のあつせんに努めなければならないことといたすこととあります。

第七に、昭和三十三年六月二十二日において政府雇用の関係労働者であつた者が、同日以後において米駐留軍の撤退等によつて離職を余儀なくされ、または業務上死亡した場合には、政令の定めるところにより離職者または遺族に対して、特別給付金を支給することとができることとあります。

その他本法は、公布の日から施行し、滿五年をもって失効するといはれてゐるほか、関係法律に所要の改正を加えております。

なお、本案施行に要する経費は、本年度予算に繰り込み済みであります。本案は、衆議院内閣委員会において種々検討の結果、全会一致をもって成案を得たものであります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(阿具根登君) 御質疑を願います。

○山本経勝君 ただいまの提案者の方の御説明に對する質疑に入る前に、一つ委員長の方にお答えを願つておきたいのは、実は、前々週のこの委員会では、この駐留軍関係の離職者に対する

対策を中心として質疑をいたしました中で、總理並びに外務大臣の出席を求めて審議をし、明らかにしなければならぬ点がありました。そこで私は、總理並びに外務大臣の出席を要求したのであります。そのときは、予算が審議中であるので、やむを得ぬというお話をあつたように記憶をいたしております。ところが、再度要求をいたしましたところ、なほ、本日總理並びに外務大臣が出席をいただけぬといふことは、私は非常に残念に思ふ。といふのは、今まで担当しておられる調達庁の長官や、あるいはまた、労働省関係その他關連して、特需等連絡協議会の皆さんには、質疑を重ねてきたのであります。が、しかも、対米軍に對する交渉が一部局やあるいは長官の手にまかされたという形では、しよせん事態の解決がつかないといふ私は考へてゐる。

ですから、そういう状態であればこそ、總理並びに外務大臣の出席を要求したのでありますが、依然として出席をいただけないといふことは、むしろこの委員会に對する輕蔑とも極言すれば言へると私は思ふのです。こういうことでは、自後における審議が円滑に推進できると考へられぬのですが、もし事情があるならば、事情を明らかにしていただかなければならぬと申し、あるいはそうでなければ、次回もしくはその他の機会に出席することをはっきりと約束してもらわなければ困ると思ふのです。この点、委員長の方から、ど

うも有利な条件で譲渡または貸付をすることができるといたすこととあります。

第六に、関係離職者の自立をはかるため、それらの者が経営する事業等に對し関係行政機関は、必要な事業資金のあつせんに努めなければならないことといたすこととあります。

第七に、昭和三十三年六月二十二日において政府雇用の関係労働者であつた者が、同日以後において米駐留軍の撤退等によつて離職を余儀なくされ、または業務上死亡した場合には、政令の定めるところにより離職者または遺族に対して、特別給付金を支給することとができることとあります。

その他本法は、公布の日から施行し、滿五年をもって失効するといはれてゐるほか、関係法律に所要の改正を加えております。

なお、本案施行に要する経費は、本年度予算に繰り込み済みであります。本案は、衆議院内閣委員会において種々検討の結果、全会一致をもって成案を得たものであります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(阿具根登君) 御質疑を願います。

ういう事情か、事態を明らかにしても
らいたいと思う。

○委員長(阿具根登君) 非常に開会が
おくれました理由もその辺にあったの
でございます。特に総理、外務大臣に
対しましては、山本委員、藤田委員よ
り強硬な申し入れが再三あっておりま
したにかかわらず、本日出席のできな
いのを、委員長として非常に申しわけ
なく思ひまして、ただいままで折衝を
いたしておる次第でございます。で、
はつきりいたしましたことは、外務大
臣は、日韓交渉のために席をはずさな
ければならない、こういうことでござ
いますので、これは、委員長としても
了解しなければならぬ事項であらう
かと、かように思っておりますが、内
閣総理大臣におきましては、外交関係
上本日の出席はいたしかねる、こうい
う返事でございまして、再び使いを
出して、外交関係とはいかなる問題
か。これについては、特に山下理事等
との打ち合せもございまして、官房副
長官なり、その他責任ある者がどうい
う理由で出席できないか、この場にお
いて釈明せよ、こういうことで、現在
使いを出しておる次第でございます。

以上でございますので、御了解を
願っておきたい、かように思います。
○藤田藤太郎君 私たちは、法案審議
の關係上、総理大臣以下内閣の最高責
任者並びにその關係の各省の責任者に
来ていただいて、法案の審議をするこ
うに各委員会もやられていて、これ
は当然行すべきことだ。そういう立場
から考えますときに、総理大臣、外務
大臣を今日出席してもらおうというこ
は、相当前からこれは理事を通じ、ま

た、この席上でもお願いしているわけ
であります。だから、こういうこと
で、今後われわれが、次の委員会には
こういう形で出ていただきたい、出て
もらうというときには、こういう格好
ですつぱらかされるということは、私
たちは、非常にこれは重大な問題だと
思う。委員長としては、今後こういう
ことのないように、特別の御配慮をい
ただけるのかどうか、お聞かせを願
いたいと思うのです。

○委員長(阿具根登君) 申すまでもな
く、現在まで、ほとんど各省の責任の
方には御質問があつております。その
つと総理、外務大臣に対する質疑が留
保されておる次第でありますので、お
そらく御審議をするのにも非常に困難
を感じる。かように考えておりますの
で、次回にはどうしても御出席をして
いただくように、強硬に本日も申し入
れております。

○山下義信君 議事進行について。
本日総理並びに外務大臣の出席につ
きましては、前回の理事会で出席を要
望することが決定されております。わ
れわれ理事も努力し、ことに与党の理
事諸君も努力していただいたのであり
ますが、今、委員長の御報告になりま
したように、本日その出席を見ること
ができなかったことは、非常に遺憾と
するところであります。従いまして、
今後の処置につきましては、委員
長理事会におきましてこの善後措置、
また今後のとるべき方法等につきまし
ては、検討をするということにいたし
まして、本日は、この程度で一応議事
の進行をお願いしたいと思います。

なお、先ほど委員長の仰せになりま
した、内閣並びに外務省関係者から欠
席の理由の釈明はぜひしていただきた
いと思います。

○委員長(阿具根登君) はい、承知い
たしました。

○片岡文重君 今、山下理事から、
きょうはこの程度で議事の進行とい
うお話もあつて、それから、ほかにも異議
がないのですから、進行されることは
やむを得ないと思うのですが、日韓会
談に出席された藤山外相は、会議の内
容なり相手国なりを考えれば、きょう
のうちに、少くともこの委員会が従来
の例に照らして開かれておつた時間内
に出席願うことはできるかどうか、こ
れはまあ若干無理もあるかと思う。
しかし総理は、どういふ關係の外交問
題でおいでになれないのかわからぬ
が、少くともきょうの出席をお願いす
るのは、きょうになつて突如としてお
願ひしたのではないのですから、もし
きょう一日かかつても、きょうはどう
しても少し、たとえわずかな時間でも
出席ができないということなのか。お
そくなれば出席できるといふことなの
か。それから、次回には必ず他の約束
をしないで、当委員会の予定する期日
に必ず出席をする約束が、これは両相
ともできるのかどうか、こういう約束
がやはりはつきりできないならば、
少くともこの駐留軍関係の問題もある
し、ILOの問題についても、しばし
はその出席を求めておるんですから、
そうそうこちらの要望を踏みにじつて
少しも顧みられないような態度を是認
することは、私は、やはりこの委員会
のためにも、とるべきではないと思
うのです。で、委員長としての御処置
は、今伺つたところですけれども、さ
らにこれは、一つ議事の進行中にも、

委員部なりがその手続をとつて、総理
はきょう出席できるのかどうかを一つ
確認をしていただきたい。それから、
次回には必ず出席をするという約束を
一つとつていただきたい。それができ
ないといふことであるなら、従来の例
から見て、特に駐留軍、それからこの
次に審議を進めるILOの問題につ
いては、再三にわたる当委員会の論議の
結果、総理や外務大臣の出席がなけれ
ば承解できない問題があることを、各
委員とも了承しているわけですから、
結局審議は壁にぶつかつていふような
状態になつていふわけです。従つてこ
の際、今申し上げましたように、総理
はきょう出席できるかどうか、また次
回は、両相とも出席をされる約束が
できるのかどうか、この点をぜひ確
めていただきたいと思ひます。

○委員長(阿具根登君) 片岡委員の御
質問でございましたが、内閣総理大臣
の出席につきましては、現在使いを出
してありますので、あとで御返事があ
ると思ひますが、駐留軍問題につ
きましては、提案者も見えております
ので、一応質問に入つていただきまし
て、次のILOの問題につきまして
は、理事の方とも十分御相談をいたし
まして議事の進行をはかりたい、か
ように思つておりますので、御了解を
願ひます。

○山本経勝君 それでは、駐留軍関係
離職者等臨時措置法案に対する質疑を
いたします。これは、非常に困るの
は、関連をした調査案件に対する質疑
が始まりませんので、まことに実は困
るわけですが、これはいたし方ない
といたしまして、まず提案者の方にお伺
いを申し上げたいのは、ただいま御説

明になりました措置法の第二条の第七
号でございます。実はこれは、対象に
なる人員等について列挙されておるの
であります。が、この第七号に、「前各
号に掲げる者に準ずる者であつて政令
で定めるもの」、つまりここでは、あ
らためてこの政令によつて、その範囲
がさらに追加をされると理解されるん
ですが、この中には、たとえば駐留軍
あるいは軍属で、いわゆるハウス・メ
イドに類するような人々、つまり直接
個々の駐留軍あるいは軍人軍属が雇用
をしていふ人々を含むもので
しょうか、その点を明らかにして
いただきたい。

○衆議院議員(保利書四郎君) 今の御
質問であります。第七号は、第六号
までに含まれていないものをこの中に
収容したいという考えでこの七号を設
けたのです。従つて、三号に「もっぱ
ら」云々というのがありますが、もっ
ぱらでなくて、たとえば、神奈川県
の相模工業のような、大部分特需をや
つていふものとか、あるいは赤羽の日本
製鋼所の工場、これは、全体としての
工場は全部特需をやつていふ、こ
ういふようなものをここに含める。そ
れから、今御質問のあつたようなもの
ここに含めたいという考えで、これ
は、若干政府に異論があるようであり
ますが、われわれはどうしても、そ
う前六号にあげられたものの以外で、
今おっしゃつたようなものは、全部こ
こに包含したいという考えでこの七号
を入れたのであります。

○山本経勝君 今の第二条の七号に関
する御説明で了解ができるわけでは

が、次に、第五関係係で、駐留軍離職者の対策を審議し、決定をし、あるいは新しい就職に対する、あるいは生活の確保に対する必要な対策を協議する協議会ができるわけですが、この協議会は、大抵構成はどういう形になるのか、あらましの一つお話を聞かせ願いたい。

○衆議院議員(保科善四郎君) この協議会は、この第五関係係にありまします通り、関係行政機関の職員の中から委員をあげまして、そうしてここで協議して成り立つたものは、これを直ちにそれぞれ責任官庁において実行するといふ、非常に、何と言いましようか、すみやかに実行ができるような形式をとらうということ、こういう組織にいたしたのでありますが、この関係行政機関の職員の中には、総理府、外務、大蔵、農林、通産、運輸、労働、建設、調達庁、自治庁、防衛庁、中小企業庁、こういうような関係官庁を全部ここに包含をいたしまして、そしてその委員は、各省の事務次官を充てる、こういうようにいたして、そうして現在内閣に設置されております特需等対策連絡会議とか、同参事会議というようなものはこの中に吸収してしまふ。それから、推進本部は中央協議会の下部組織にする、こういうようなことで、きわめて実行的な組織にしようということ、こういう組織にいたしたわけでありまします。

○山本経勝君 そうしますと、関係行政機関の職員というのは、今述べられました各省の事務次官クラスを充てて、そうして現在あります離職対策推進本部はその下部機構ということになつてくる、こういうふうに理解して

よろしいですか。

○衆議院議員(保科善四郎君) 今申し上げましたのは、中央協議会の委員が各省事務次官をもつて充てるといふことでありまして、そうして今御質問の点は、下部機構としてこれを活用していく、こういうことであります。

○山本経勝君 そこで、内閣で任命をされる第五項に、専門委員というのがございまして、専門委員の中で「関係行政機関の職員及び学識経験がある者の中から」ということになつておりますが、これは、本来私は、駐留軍離職者が非常に熱心に、みずからの離職後における生活の保障を念願し、努力している事実は、提案者もよく御存じだと思ふのです。むしろこういう中に、関係離職者というよりも、関係労働者の組織しておる組合の代表等を加える方が有効だと考へる。もしこの専門委員といわれるものの中に、単に関係のない外部から学識経験者を持つてくるという意味なのか、今申し上げるような、いわゆるこの問題に關しては、少くとも当事者であるし、しかも非常に真剣に離職後の対策を検討しておる人々を、こういう学識経験者の中に、十分この協議会の運営を有効にしていこうというお考えがあるのかどうか。

○衆議院議員(保科善四郎君) 今の御質問であります、実はこの問題、いろいろ今の御意見もありまして、慎重に検討をいたしました結果、専門委員というのは、この法案にある通り、関係行政機関の職員と学識経験者というに限定いたしましたのでありますが、今おっしゃったような意見も

全くこもつともありますので、第六條に「駐留軍関係離職者」、そういうことを検討されている方の御意見を十分に反映さす、そうして実質的にはそういうことが十分にこの中に取り込まれるような趣旨において、第六條にそういう規定を設けたわけでありまします。しかし、全体としてそういう方が必要であるという場合は、必ずしもこれは学識経験者の中に入れてはいかんといい限定をされているわけのものでもないのではありません。

○山本経勝君 そうしますと、学識経験者といふものと、とかくまあ大学の先生とか、あるいは専門の側の人が対象になつてゐるようですが、今の提案者の御説明のように、当事者で、しかもこの駐留軍労働者によつて組織されておる、組合の皆さんは、非常に熱心に問題の経験をみずから身につけておられますし、しかも、これに対する対策等について熱心によつて研究もしておる。こういう意味ですから、少くともこの第六條に規定されておるように、「意見を代表する者から、その意見をきく」といふようなことではなくて、むしろ専門委員としてこの協議会の運営に参画せしめることの方がはるかに有効な方法ではないかと、そういうお考え方は全くないということではないようでありまします、もう少し積極的になつて、そういうお考えを取り入れてもらいたういふ点について、提案者の方のお考え方をもう一度伺つておきたい。

○衆議院議員(保科善四郎君) 今御質問のような意見がありまして、いろいろ検討いたしましたのですが、あまりにそのいわゆる受利益代表がこの中に入つて、

て、そうして非常に、何と言いましようか、問題をそういう方に一方的に何するといふようなことになるおそれがあるといふような意見もありまして、十分にその意見は取り入れて、そうしてどうせこの法案は、駐留軍離職者の利益をはかるという、全体がそういう構成からできておるのですから、この第六條のような形において十分に反映させることが適當である、こういうことで、こういう法案になつたのでありますけれども、今、先ほど申し上げました通り、実質上の運営によつて、そういう主張があれば、これは入つていぬといふことにはならないわけですね。学識経験者があるものがその駐留軍の離職者の中におるんですから、そういうふうな御了承を願ひたいと思ひます。

○山本経勝君 今の点で、大抵最低線としてはやむを得ぬでしょうが、少くとも希望として申し上げるならば、十分御考慮を願つておきたい。

それから、次の問題に移りますが、中央協議会の下部機構として、関係都道府県に、それぞれ離職者対策協議会を設置される。ところが、これまた、提案者は御承知なんです、各都道府県には今日まで、それぞれ関係労使並びに本省関係の出先と地元と都道府県等のいわゆる関係者もつて構成された協議会、あるいはまた対策委員会、こういうものがすでに設置をされてゐるわけなんです。その構成は、関係労働者の組織している組合の代表、そして調達庁の労働管理をやつてゐる出先と、そうして都道府県の関係官、こ

ういったもので大抵構成をされてゐる、いわば四者の構成のような協議会

があるわけなんです。それで、この点が、第九條の二項によりましますといふと、「都道府県協議会に關し必要な事項は、条例で定める」といふふうな、条例に委任をされてくることになると思ふんです。そうしますと、この問題に關する条例といふものは、都道府県は、今までほとんど大部分が持つてゐなかつたのではないかと考へる。そうすると、新しくそれが条例で定められることになりまします、今申し上げたような既存の構成と、そうして非常に有効に働いておられますこの協議会が何といひますか、非常に形の変わったものになつてくると考へられる。ところが既存の、申し上げたように、四者構成のような姿の対策委員会あるいは協議会、非常に有効に事実離職対策を推進してきてゐるのでありますから、そういう実態を無視して、新たに、たとえば関係官庁だけで中央の協議会のような構成、あるいは学識経験者を選んで作るということになりますと、その間の摩擦はまぬかぬのみならず、むしろ離職対策の円滑な推進に阻害が起りはしないかという心配があるのです、この点に關する提案者の配慮は、どういふふうになつてゐるのか。

○衆議院議員(保科善四郎君) これは今まで現実に円滑に動いてゐるもの、そういう運営をさらに強化するといふ意味合いで、そういう気持ちで、そういう円滑に動いてゐるものは、それを要しようといふ意思は、提案者はございませぬ。ますます強化する方向で進んでいきたいという考へであります。

○山本経勝君 それから次の問題は、

職業訓練に關係の問題ですが、これも従来、離職してから後の職業訓練というものは、労働省でやっております総合職業補導所あるいはその他関係した施設によって行われている部分もありますが、この駐留軍の労働者の離職の場合の措置は、かねて閣議決定等もありまして、事前のいわゆる職業訓練といひますか、補導が必要である。そのことから、それぞれ現在主要な基地内で、夜間の職業補導をやっているのが実態なんでありまして。そうした既設の職業訓練が行われ、そうして国の費用でもってこれはやっていると、新しくこの法律ができて施行されることによつて、阻害が起るといふことはありはしないであらうと思ひますが、その点に多少の心配がありますので、この点、提案者から承つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(保科善四郎君) 実態としてそれはございせん。
○山本経勝君 それは、従来の通りと考えてよろしいのですか。
○衆議院議員(保科善四郎君) 従来の通りであります。

○勝俣健君 関連事項で、ちよつと私も……職業補導の特別な措置を講ぜられるものとするという意味合いは、提案者によつてお聞きしたいのでございしますが、特別に何か職業補導の施設をお作りになるという意味合いなんではないですか。今、職業補導の問題が非常に、訓練の問題とか、重要な施策が行われようといううな話も、法案のうちにもあるようですが、そういうものを十分利用するおつもりなんでしょうか。別に新

たに作つて、また運営の方法も、労働省の行政から離れてなさるおつもりなんでしょうか。そのところは、一つ明快な御答弁を願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(保科善四郎君) 特別に施設を作るといふ意思はございませう。従来まあやっております通りに、これを強化、適切に運用したいといふ考えであります。

○山本経勝君 かねてこの駐留軍離職者対策で問題になつた非常に大きな柱であります。駐留軍の撤退に伴つて、いわゆる国有財産である土地、施設、機械、工具等が返還されたり、あるいは売却されたりするわけなんです。その中で、国有財産の有効な利用をすることによつて、離職者にしかるべき職場を与えるといふことは、かねてこの委員会でも、しばしば労働大臣みづからも非常に強調された点なんです。しかも、有効な利用の方法について具体案を持つてきない、そうすれば、政府も何でもやりますぞといふ、まあこういう話であつたのですが、その後関係各都道府県等から、具体的な案が出たことを実は聞いておらない。

これは、連合軍の撤退当時、呉市並びに広島県においてあつた事例であります。が、そういう状況のもとで返還された国有財産の有効利用の方法は、これは幾多あると考える。先ほどの提案説明によりますと、これらの労働者に対する住宅の用に供するといふこと、あるいは就職を容易にするためにこの住宅の用に供すると、こういったうな点に一応限定されたように承りますが、私は、そうではなくて、しばしば論議をして参りましたように、この施設、土地等を有効に利用することによつ

て、ある場合には企業の誘致も可能でありましようし、あるいはまた、新しく企業主体を編成して、これらの離職者によつて経営を営むこともまた不可能ではない場合もあるのです。ですから、そういう意味でこの返還された国有財産を有効に利用する方法を講じたといふことは、いろいろと大事なことだし、また可能なことだし、そうしていすればやる必要があると思ふのですが、そこで、この利用に関する条件なんです、この条文を読んでみますと

「通常、この条件よりも有利な条件で、譲渡し、又は貸し付けることができる。」といふふうな述べられておりますが、そのあとにただし書きがついて、「国有財産法その他国有の財産の管理及び処分に関する他の法令の規定の適用を妨げない。」このただし書きでもって、いわゆる「通常」の条件よりも有利な条件で、譲渡し、又は貸し付けるといふ、せつ々しい事柄が押さえつけられておるといふ印象を受けるのですが、この関係を、一度提案者の立場から御説明をいたしておきたい。

○衆議院議員(保科善四郎君) 今の御意見を加えた御質問に、われわれも全く同様な考えであるわけですが、従つて、できるだけそういううな企業の誘致もでき、また、離職者が仕事ができるような工合にしたいといふこと、実はこの十二条を設けたわけでありまして、できるだけまあ運用によつて目的を達成するように、大蔵省内部の措置を行なつてもいいといふように考えておるわけでありまして、しかし、状況によつては、将来にわたつて、関係政令の改正なども考えなくてははいけないかというように考えて

おります。問題は、離職者が仕事につけるような状態を作るといふことが一番の要点でありますので、そういううな工合に、提案者としては考えておるわけでは。

○山本経勝君 そうしますと、「通常」の条件よりも有利な条件で、譲渡し、又は貸し付けることができる。」と、ただし書き以下「国有財産法その他国有の財産の管理及び処分に関する他の法令」といふもののあれが、一応いまはなくて、運用面では十分配慮される、こう理解してよろしいですか。

○衆議院議員(保科善四郎君) そういふように考えております。

○山本経勝君 もう二点ばかり伺つておきたいんですが、この資金の問題なんです。これもまた、この委員会でも、まことにみんな聞きあきたぞと言われは、しばしば、やつてきた問題です。それで、かねて石田労働大臣のお言葉を拝借するならば、七億の特別融資をいたしますといふこととございまして、それで、非常に期待をしたわけですが、実際は、離職者が集まつて組織をしてる企業協同組合等、あるいは企業の形態は株式あるいは個人経営、いろいろになつておりますが、それらの人々が、資金の融資を何とか特別な配慮を願ひたいといふ切なる要望がしばしばあつて、そうしてこれに対して、今申し上げるように、石田労働大臣としても、特に七億の融資を考へている、そしてこれは、国が持つてゐるたとえば中小企業金融公庫とか、あるいは国民金融公庫、こういったものに——国の持つてゐる金融機関に流すことによつて、それから借りてもら

いたい、こういううな話であつて、私の方の主張は、そうではなくて、少くともそれだけの予定したワクを取るならば、いわゆるワクを取つて、ひもつきで融資するのでなければ、ほんとうに有効な利用ができぬのではないかといふことをしばしば申し上げたんですが、この点は、いわゆる金融機関の責任等の問題もあつてということ、ついにやむやむの形になつて今日に及んでおるわけなんです。ですから、ここでいわれる「資金の融資のあつせん」、これは非常にいいことですが、実は、この十三条を読んでみますと、従来あつた線を出ておらぬように印象づけられる。そうしますと、実際問題としては、離職した人々が企業協同組合を作つたり、なけなしの資金を集めて、一つの事業をやろう。そうしてどうしてもさしあたり資金が必要である。あるいは暫時期間運転をするために必要な資金も要する。こういう場合に、たとえば金融公庫に借り入れを申し込む。ところが、その所在の位置が地方公共団体によつて違ふような場合には、なかなかおいそれと窓口があつてくれられない。あるいは融資をしてくれない。そういう実情で、非常に苦しい。ですから、勢いそういう場合に、優先的な方法をもし講じていただければ、これは、もつと円滑に離職対策というものが、政府の考へておられるような心持に合致して発展をし伸びていく、こう思われるんですが、こういう点は、この立案に当たった提案者の側では、どのように考へておられるのか。特に申し上げておきたいのは「事業資金の融通のあつせんに努めなければならぬ」というこ

て、ある場合には企業の誘致も可能でありましようし、あるいはまた、新しく企業主体を編成して、これらの離職者によつて経営を営むこともまた不可能ではない場合もあるのです。ですから、そういう意味でこの返還された国有財産を有効に利用する方法を講じたといふことは、いろいろと大事なことだし、また可能なことだし、そうしていすればやる必要があると思ふのですが、そこで、この利用に関する条件なんです、この条文を読んでみますと

「通常、この条件よりも有利な条件で、譲渡し、又は貸し付けることができる。」といふふうな述べられておりますが、そのあとにただし書きがついて、「国有財産法その他国有の財産の管理及び処分に関する他の法令の規定の適用を妨げない。」このただし書きでもって、いわゆる「通常」の条件よりも有利な条件で、譲渡し、又は貸し付けるといふ、せつ々しい事柄が押さえつけられておるといふ印象を受けるのですが、この関係を、一度提案者の立場から御説明をいたしておきたい。

○衆議院議員(保科善四郎君) 今の御意見を加えた御質問に、われわれも全く同様な考えであるわけですが、従つて、できるだけそういううな企業の誘致もでき、また、離職者が仕事ができるような工合にしたいといふこと、実はこの十二条を設けたわけでありまして、できるだけまあ運用によつて目的を達成するように、大蔵省内部の措置を行なつてもいいといふように考えておるわけでありまして、しかし、状況によつては、将来にわたつて、関係政令の改正なども考えなくてははいけないかというように考えて

おります。問題は、離職者が仕事につけるような状態を作るといふことが一番の要点でありますので、そういううな工合に、提案者としては考えておるわけでは。

とは、従来も、閣議決定等で、文書による通達も流れておることも、私もよく存じておる。ところが、それでいせんが進行しておらぬのが実情なんです。だからこそ、この立法がなされたらと私は考えるんですが、そうすれば、もう少しここで待たせようとしたら、もう少しくは、あるいはもう一つ考えられるのは、ひもつき融資というのは困難であるならば、この種融資者の多発地帯に對しては、地域的に特別な配慮をして、資金を回してやるという方法が講じられなければ、この条文は生きぬくのではないかと、この心配がある。その点について、提案者の方から御説明を願っておきたい。

○衆議院議員(保科善四郎君) 今の御質問のこの第十三条は、われわれ提案者としては、まあ非常に苦心した点で、實際私自身も、こういう方々の意見を直接聞いておるのでありますが、普通の企業体みたような考えでやられりや、これはもう、融資の対象にならないわけですね。それで、この法案が実は生きないものでありまして、まあさうくばらんなどころを申し上げますれば、われわれは、資金の確保が、いかに言葉にいたしたい気持ちが非常に多かったものでありますけれども、まあいような関係で、こういう言葉になりましたが、實際は、資金の確保まで政府が努力しなければこれは絵にかいたもちになつてしまふ。そういう気持ちが非常に多分にあつて、非常に最後まで苦勞した条項であります。提案者としては、そういう点を十分に考慮して、政府が、単に文句だけじゃなくて、實際的に血の通つた気持ちでやつてもらいた

いという希望を多分に含めてこの十三に条に落ちついた、こういうことであります。

○山本経勝君 これは、私も、若干直接事を知つておるわけなんです。それで、たとえば、甲の町に基地があつて、そこで働いておる。金を借りて企業を営もうとする場所は乙である。こういう場合には、實際問題として、この金融機関の窓口が、申し出があつたから直ちに調査をして処理を進めるといふようなことになつておらないやうで、それで、何件か申し出があるといふと、ためておいて、それから初めてやるというやうなことでありまして、實際には、申し出してから二カ月も、あるいはどうかすると三カ月も四カ月もかかる、こういうやうな調査をするだけに、そういう事情にある。これでは、せっかく融資をした人が、まじめに生活を再建するために資金を得たといふことの努力も水泡に帰してつたといふのが今日の姿ではないかと思ふ。そういう点を一つこの法律でカバーしてもらふといふことにならなければ、せっかくのあれが生きてもないだらうという心配があるんですが、これは、なるほど言ひ方をかえれば、行政的な指導を強化してもらふことも一つの方法でしようが、やはり私は、多発地域に對して、この資金のワックといふことで取れなければ、額を増額して、どうせ七億なら七億といふ資金が流れるんでしようから、その資金の額をふやしてやるというやうな特殊な取扱いがされるという、また現地に於ける協議あるいは交渉、調査等の推進もおのずから促進されるということも考えるんですが、そこら辺の御配慮は

どうなんですか。

○衆議院議員(保科善四郎君) 全然私も同感でございます。これは中央協議会等もあり、関係の人が出ておるわけですから、この十三条の趣旨は、仕事ができるようにしようといふことであるんです。それから、関係行政機関も大いにやつてもらふし、われわれも両方に、常置特別委員会があるんです。それで、そういうやうな考えでこの十三条を運用してもらふといふ、この法律の趣旨はそういうやうな、これを推進して、そういうやうな実効をあげるやうに持つていくという気持ちで、まあここに落ちついたわけであり

○山本経勝君 最後に、もう一点伺つておきたいんですが、特別給付金の支給という項なんです。これは、私たちが、提案者御承知のように、この委員会でも特別給付金の支給を要求して参りました。そしてまた、政府当局に對しても、もしばしば質疑をし、論議を重ねたところなんです。それで、現在では、五万円の要求に對して、非常にお話にならぬ少額なものが一応支給をされておる実情であります。ことにこの対象が、いわゆる駐留軍労働者という間接雇用、国が雇用した者に一応限定をされておる。ところが、同じ立場に置かれた、たとえば連合軍の撤退に伴う離職者、これはただ、当時日本に駐在した軍隊が、米軍であつたか、あるいは連合軍であつたかといふことだけの相違であつて、そのほかには何の差もない。あるいは、直用にはこれは及んでおらない。つまり、軍人、軍属等が直接雇用をした者あるいはこれらの施設に直接雇用をされておる者

については除外をされておる。こういう実情にあるんですが、これは、昭和三十三年六月二十二日という時点において線を引いたことによつて、恩恵をこうむらない部分と、それからまた、その雇用関係が問題になつておるやうに聞いておりますが、これは、何か別の方法でもあわせて御考慮になつて、この特別給付金の支給に關する事項をお定めになつたか、今申し上げたやうな点に對する何か別途の御配慮があるのかどうか、その点を一つあわせて伺つておきたい。

○衆議院議員(保科善四郎君) ただいまの御質問であります。政府雇用で期間が三年以上になるもの、こういう方につきましては、今後できるだけ適用されるやうな考慮をここに含めてあるわけでありまして、それから、今御質問にあつた通り、六月二十二日以後の政府雇用労働者に限定しております。ために、英連邦関係は、結局除外されておるということになりますけれども、何らかの方法によつて当該府県あたりが措置することを期待しておるわけでありまして、この法律を考えますときに、提案者としては、以上の程度に考えたわけでありまして。

○山本経勝君 これは、提案者に聞くのは多少無理かも知れぬ点ですが、この道府県にまかせるといふと、これはやっぱり、具体的には、資金の繰出が非常に無理があるのじゃないかと思ふんですが、そこら辺を配慮しますと、別途に何か考へてあげなければ、いわゆる関係は同じなんです。非常に気の毒な実情にあると思ふんですがね。

○衆議院議員(保科善四郎君) 全くわれわれも同情にたえない点なんです。が、とにかくアイゼンハワー・岸共同宣言によつて、この法律はそこがスタートになつておるもので、そういう線で切つたために、そういうことができたわけなんです。それから、何らかそういう気の毒なことでござんただけは正されるやうに、國の方の道府県の指導あたりについて、われわれ特別委員会等で特にこれから推進をしていきたいと、こういうやうに提案者としては考へております。

○委員長(阿具根登君) 本案に對する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

○委員長(阿具根登君) 速記をやめて下さい。

○委員長(阿具根登君) 速記を始めて下さい。

午後二時五十分開会

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

○委員長(阿具根登君) 開会いたします。

千九百四十八年国際労働機関の総会において採択された「結社の自由及び団結権の擁護に関する条約」は労働者の基本的権利をうたったものである。

わが国が国際労働機関に復帰して相当な年月を経たにもかかわらず、この条約がまだ批准されていないことは常任理事国として誠に遺憾であり、このことは国際的にも批判されている。

わが国の国際信用を高め、貿易の発展を促進し、円滑なる労使関係を確立するため、この条約の批准は緊急かつ必要である。

よって政府は、今国会において国際労働条約第八十七号批准の手續をとるべきである。

右決議する。

理由を説明いたしますと、「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することが出来る。世界の平和及び協調を危くするほど大きな社会不安を起す不正、困苦及び窮乏をもたらす労働条件の存在は、これを改善することが急務である。」「労働は商品でない」「表現及び結社の自由は、不

断の進歩のため欠くことが出来ない」「一部の貧困は全体の繁栄にとって危険である」

これは、国際労働機関憲章の前文において、又その附屬書であるいわゆる「フィラデルフィア宣言」の冒頭においてうたわれた言葉で、国際労働機関の目的及びその使命を宣明したものである。国際労働機関が一九一九年創立されて以来加盟国は既に七十九カ国、採択された条約は百七に達しており、主要加盟国にあっては重要な条約

について多くの批准を見、世界における社会正義の確立に大きな貢献をいたしておることは、御承知の通りであります。

然るに、我が国における条約批准の状況を見ますと、百七に及ぶ条約のうち、これを批准いたしましたものは、戦前において十四、一九五二年復帰が認められて以後十、合計でわずか二十四の条約にすぎない実情であります。

インド、パキスタン、セイロン、ビルマ及び戦後独立した東南アジアの後進諸国においても、最近においては国際労働条約の批准に熱意を示し、日本の批准数に達しつつある現状であります。我が国は、今日世界の十大主要産業国として常任理事国に指定されてお

り、労働者の労働条件等に関しましては世界注視の的となっております。

国際労働機関加盟諸国、特に東南アジアにおける後進国の諸国が条約批准に熱意を示しているにもかかわらず、我が国のみひとりこれの批准状況が遅々としているのは誠に遺憾であると申さねばなりません。

特に今回批准について提案いたしました結社の自由及び団結権擁護に関する条約は、冒頭にも申し上げました通り、国際労働条約の根本的精神を表わすものであります。本条約がまだ批准

されないことは、世界に、我が国の国際労働憲章に対する加盟国として、責務を自覚せざるがごとき印象を与えるおそれがあるものと考えます。本年三月ジュネーブにおいて開催された第百三十八回国際労働機関理事会におきましては、結社の自由及び団結権の擁護に関する条約の未批准国に対しては、これを批准することを可能ならしめるに

必要な措置をとるよう緊急に要請することが決定されているのであります。

わが国は、かつてチープレーバー、ソーシヤルダンピングの悪名高く世界の批判は厳しい時代がありました。国際労働条約批准の状況が現状のごとく遅々として促進されないならば、再び国際信用の上にも影響し、ひいては貿易の伸長にも一つの隘路となることは明瞭であります。

国際労働条約の批准、特に結社の自由及び団結権擁護に関する条約の批准が今日おこなわれていることは理由のいかんにかかわらず、わが国に対する国際不信を招く一つの原因となることはいなめないものでありますから、政府は直ちに国会にこれの批准の手續をとるべきものであると考えます。

以上述べましたように、本条約批准は、わが国の国際信用を高める上に貢献するものでありますから、本決議案を提案いたしました次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことを御願いたします。

○委員長（阿具根登君） 本案の質疑は、次回以後に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長（阿具根登君） 御異議ないと認めます。

速記をとめて。

○委員長（阿具根登君） 速記をつけて下さい。

○委員長（阿具根登君） 次に、労働基準法の一部を改正する法律案、けい肺及び外傷性せき腫瘍害に関する特別保護法の一部を改正する法律案。

右両案を議題といたします。質疑を願います。

速記をとめて。

○委員長（阿具根登君） 速記をつけ

て。

本日は散会いたします。

午後二時十七分散会

四月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法案（衆）

駐留軍関係離職者等臨時措置法案

駐留軍関係離職者等臨時措置法案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 駐留軍関係離職者等対策協議会（第三条・第九條）

第三章 駐留軍関係離職者等に対する特別措置（第十条・第十四條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊又は本邦の領域内にあつた国際連合の軍隊の撤退等に伴い、多数の労働者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかんがみ、これらの者に対し特別の措置を講じ、もつてその生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「駐留軍関係離職者」とは、次の各号に掲げる者であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に

基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下単に「アメリカ合衆国の軍隊」という。）の撤退、移動、部隊の縮小若しくは予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い、又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（以下「国際連合軍協定」という。）に基づき本邦の領域内にあつた国際連合の軍隊（以下単に「国際連合の軍隊」という。）の撤退に伴い、離職を余儀なくされたものをいう。

一 アメリカ合衆国の軍隊に労働を提供するため、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（以下「行政協定」という。）第十二条第四項の規定及び調遣庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）第四十三条の三の規定により調遣庁長官が締結した契約に基づき国が雇用する者

二 行政協定第十五条第一項（前段）に規定する諸機関が雇用する者

三 もつぱら、アメリカ合衆国の軍隊がその維持のためにする調達に応ずるため、個人又は法人が雇用する者

四 国際連合軍隊に労働を提供するため、国際連合軍協定第十四条第六項の規定及び調遣庁設置法第四十三条の三の規定により調遣庁長官が締結した契約に基づき国が雇用していた者

五 国際連合軍協定第九条第一項前段に規定する諸機関が雇用し

ていた者
六もつばら、同際連合の軍隊が
その維持のためにする調達に
するたため、個人又は法人が雇用
していた者

七 前各号に掲げる者に準ずる者
であつて政令で定めるもの

第二章 駐留軍関係離職者等 対策協議会

(中央駐留軍関係離職者等対策協議会
の設置)

第三条 総理府に、中央駐留軍関係
離職者等対策協議会(以下「中央協
議会」という)を置く。

(中央協議会の所掌事務)

第四条 中央協議会は、第一条の目
的を達成するため、駐留軍関係離
職者等に対する施策について関係
行政機関相互の連絡調整を図るも
のとする。

(中央協議会の組織)

第五条 中央協議会は、会長及び委
員十二人以内をもつて組織する。

2 会長は、総理府総務長官をもつ
て充てる。

3 委員は、関係行政機関の職員
の中から、内閣総理大臣が任命す
る。

4 専門の事項を調査させるため必
要があるときは、中央協議会に専
門委員を置くことができる。

5 専門委員は、関係行政機関の職
員及び学識経験がある者の中か
ら、内閣総理大臣が任命する。

6 会長、委員及び専門委員は、非
常勤とする。

(意見の聴取)

第六条 中央協議会は、必要がある
ときは、駐留軍関係離職者又は第

二条第一号から第三号まで及び第
七号に掲げる者に該当する労働者
である者の意見を代表する者か
ら、その意見をきくことができる。

(中央協議会の庶務)

第七条 中央協議会の庶務は、内閣
総理大臣官房において処理する。

(政令への委任)

第八条 第三条から前条までに定め
るもののほか、中央協議会に関し
必要な事項は、政令で定める。

(都道府県駐留軍関係離職者等対
策協議会)

第九条 都道府県は、その区域内に
おいて多数の駐留軍関係離職者が
発生したとき、又は発生するおそ
れがあるときは、当該都道府県に
おける駐留軍関係離職者等に対す
る施策について関係行政機関相互
の連絡調整を図るため、条例で、
都道府県駐留軍関係離職者等対策
協議会(以下「都道府県協議会」
という)を置くことができる。

2 都道府県協議会に關し必要な事
項は、条例で定める。

3 国は、都道府県協議会を置いた
ときは、予算の範囲内において、
政令の定めるところにより、当該
都道府県協議会に要する経費の一
部を補助することができる。

第三章 駐留軍関係離職者等
に対する特別措置

(職業訓練等についての特別措置)

第十条 駐留軍関係離職者又は第二
条第一号から第三号まで若しくは
第七号に掲げる者に該当する労働
者である者に対する公共職業訓練
については、必要に応じ、一般職

業訓練所又は総合職業訓練所の設
置、新たな教科の追加、夜間にお
ける職業訓練等特別の措置が講ぜ
られるものとする。

2 国は、予算の範囲内において、
政令の定めるところにより、一般
職業訓練所に係る前項の特別の措
置に要する経費の全部又は一部を
負担することができる。

3 調達庁長官は、調達庁設置法第
九条第三号に掲げる事務として、
第二条第一号に掲げる者に該当す
る労働者である者が離職した場合
にすみやかに他の職業に就くこと
ができるようにするため、講習会
の開催等職業に必要な知識技能を
授けるための特別の措置を講ずる
ことができる。

(駐留軍関係離職者のための住宅)

第十一条 国は、アメリカ合衆国の
軍隊から返還された国有財産(国
有財産法(昭和二十三年法律第七
十三号)に規定する国有財産をい
う。以下同じ)であつて駐留軍関
係離職者の住宅の用に供すること
を適當と認めるもの及びその他の
国有財産で第二条第一号に掲げる
者の住宅の用に供されてはいたも
の、必要がある場合においては、
駐留軍関係離職者の就職を容易に
するためその臨時の住宅の用に供
するよう配慮するものとする。

(返還された国有財産の譲渡及び
貸付)

第十二条 国は、アメリカ合衆国の
軍隊から返還された国有財産の
(国有財産及び物品管理法(昭和
三十一年法律百十三号)に規定
する物品のうち国が所有するもの

をいう。以下同じ)を、駐留軍関
係離職者が有する株式若しくは出
資の金額の合計額がその資本の額
若しくは出資の総額の二分の一を
こえる法人又はその経営する事業
に従事する従業員の過半数が駐留
軍関係離職者である法人に対し、
通常の条件よりも有利な条件で、
譲渡し、又は貸し付けることがで
きる。ただし、国有財産法その他
国有財産の管理及び処分に関する
他の法令の規定の適用を妨げな
い。

(資金の融通のあつせん)

第十三条 関係行政機関は、駐留軍
関係離職者の経営する事業、前条
に規定する法人の経営する事業そ
の他多数の駐留軍関係離職者が関
係している事業について、駐留軍
関係離職者の自立に資するため、
その必要とする事業資金の融通の
あつせんに努めなければならない。
(特別給付金の支給)

第十四条 政府は、昭和三十三年六
月二十二日において現に第二条第
一号に掲げる者に該当する労働者
である者であつて、政令で定める
期間以上在職したものが、同日以
後において、アメリカ合衆国の軍
隊の撤退、移動、部隊の縮小又は
予算の削減その他政令で定める理
由の発生に伴い離職を余儀なくさ

れ、又は業務上死亡した場合に
は、予算の範囲内において、政令
の定めるところにより、当該離職
を余儀なくされた者若しくはその
者の遺族又は当該死亡した者の遺
族に対し、特別給付金を支給する
ことができる。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行
する。

(職業訓練法の施行までの経過規
定)
2 職業訓練法(昭和三十三年法律
第 号)(附則第二条第一項の規
定を除く)の施行の日までは、第
十條中「公共職業訓練」とあり、
又は「職業訓練」とあるのは「職
業輔導」と、二般職業訓練所又は
総合職業訓練所」とあり、又は
「一般職業訓練所」とあるのは「公
共職業輔導所」と、「教科」とある
のは「輔導科目」と読み替へるも
のとする。

(この法律の失効)
3 この法律は、公布の日から起算
して五年を経過した日にその効力
を失う。

(総理府設置法の一部改正)
4 総理府設置法(昭和二十四年法
律百二十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十五条 第一項の表中雇用審議会の項を

雇用審議会
た事項を

中央駐留軍関係
離職者等対策協
議会
駐留軍関係
法律第
年法律第
係離職者
相互の

七

第七部 社会労働委員会会議録第二十一号 昭和三十三年四月十日【参議院】

会設置法（昭和三十三年法律第六十号）の規定によりその権限に属せしめられ行うこと。

係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第六十号）の規定により、駐留軍等に対する施策について関係行政機関連絡調整を図ること。

（調達庁設置法の一部改正）

5 調達庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第六十号）の規定に基づき、特別給付金を支給すること。

九条に次の一号を加える。

四 第四条第十七号の二に規定する特別給付金に関すること。

四月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は四月七日）

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法案（予備審査のための付託は四月八日）

一、日本労働協会法案（予備審査のための付託は二月十一日）

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、衛生検査技師法制定に関する請願

に改める。

願（第一五一二二号）（第一五一二三号）

（第一五一四号）（第一五二二二号）

（第一五三〇号）（第一五三一〇号）

（第一五五三〇号）（第一五五四〇号）

（第一五五五〇号）（第一五五六〇号）

（第一五五七〇号）（第一五五八〇号）

（第一五五九〇号）（第一五六〇〇号）

一、後援施設の整備拡充等に関する請願（第一五一七号）

一、医療類似行為既存業者の業務継続に関する請願（第一五二八号）

（第一五二九号）（第一五三〇号）

（第一五五一〇号）（第一五五二〇号）

（第一五五三〇号）（第一五五四〇号）

（第一五五五〇号）（第一五五六〇号）

（第一五五七〇号）（第一五五八〇号）

（第一五五九〇号）（第一五六〇〇号）

一、引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願（第一五七六号）

（第一五七七号）

一、日雇労働者の生活保障に関する請願（第一五九六号）

一、国民年金制度実施に関する請願（第一六〇七号）

四許山病院内 鶴田照久

紹介議員 廣瀬 久忠君

疾病の診断、治療、予防等分野に適切な効果を期するための重要な資料を提供する試験検査技術者の身分法たる衛生検査技師法案は、第二十七回国会において継続審議となつたが、同法の制定によつて、衛生検査技術者は、検査技師の国家試験の実施により学識技術の標準化と考へ合せ、ますます公衆衛生に寄与することができるよう、すみやかに同法の制定を期せられたいとの請願。

第一五一三三 昭和三十三年三月二十八日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 福岡県筑後市国立赤坂療養所内 寒川寿賀子

紹介議員 有馬 英二君

この請願の趣旨は、第一五一二二号と同じである。

第一五一四四 昭和三十三年三月二十八日受理

衛生検査技師法制定に関する請願（二通）

請願者 名古屋市中区七本松町二ノ二八 棚瀬七郎外一名

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第一五一二二号と同じである。

第一五一二二 昭和三十三年三月二十八日受理

衛生検査技師法制定に関する請願（二通）

請願者 新潟市学校町三番町五、三二三 谷川孝蔵

外一名

紹介議員 西川弥平治君

この請願の趣旨は、第一五一二二号と同じである。

第一五三〇 昭和三十三年三月三十一日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区玉川等々力町二ノ三一 堀井陽

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第一五一二二号と同じである。

第一五三一〇 昭和三十三年三月三十一日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 秋田県男鹿市船川港船川字片田 佐藤博則

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一五一二二号と同じである。

第一五五三 昭和三十三年三月三十一日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 青森県三戸郡五戸町宇賀音堂二八ノ一 真柄武

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第一五一二二号と同じである。

第一五五四 昭和三十三年三月三十一日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 東京都北多摩郡村山町三ツ木一 比留間忠松

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第一五一二二号と同じである。

第一五五五 昭和三十三年三月三十一日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 茨城県土浦市田宿町長島誠

紹介議員 宮田 重文君

この請願の趣旨は、第一五一二二号と同じである。

第一五五六 昭和三十三年三月三十一日受理

衛生検査技師法制定に関する請願（三通）

請願者 東京都北区豊島三ノ二平野愛二外二名

紹介議員 横山 フク君

この請願の趣旨は、第一五一二二号と同じである。

第一五五七 昭和三十三年三月三十一日受理

衛生検査技師法制定に関する請願（三通）

請願者 東京都杉並区上高井戸四ノ一、九三九 藤川ヤスヨ外二名

紹介議員 勝俣 稔君

この請願の趣旨は、第一五一二二号と同じである。

第一五七四 昭和三十三年四月一日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 東京都杉並区上高井戸四ノ一、九三九 藤川ヤスヨ外二名

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 千葉県香取郡小見川町

田町一六一 藤松望士

この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第一五七五号 昭和三十三年四月一日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 東京都中野区新井町五

〇三 永野桂之助

この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第一五一六号 昭和三十三年三月二十八日受理

結核回復者の就職確保等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

野堀一、五九二 金沢

紹介議員 藤田藤太郎君

結核療養者は、療養生活の中でわずかの時間をさきながら、各種の技術技能の修得に努力しているが、結核回復者としてひとたび社会復帰のための就職試験に合格しても、学科、技術、面接等の試験に合格しても、レントゲン写真によつて結核回復者であることがわからず、結核は全治しているにもかかわらず例外的に不合格となつてしまふ有様である。これら結核回復者は、たとえ肉休条件で一般健康人と比較して多少劣るところがあるとしても、適当な仕事と確立された健康管理のもとで働くとき、必ず立派な成果をあげることができると、(一)官庁、公社等において一定比率の結核回復者を含めた

身体障害者を雇用しようこれが立法化を図ること、(二)結核回復者を雇用民間企業に対して減税その他国庫補助等の便宜を与えると共に、その雇用を指導すること、(三)結核回復者の職業補導施設を増設すると共に、内容を充実すること、(四)結核回復者を含めた身体障害者に対する生業資金を二十万円にすること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一五一七号 昭和三十三年三月二十八日受理

後保護施設の整備拡充等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

野堀一、五九二 金沢

紹介議員 藤田藤太郎君

後保護施設が社会復帰への飛躍台となり、回復者全部が就職できるよう、(一)都立以外の後保護施設にも運営費を補助し、生活保護の特別基準とみとめること、(二)都立後保護施設に対する補助を増額し、補導設備を充実すること、(三)生活特別基準額を二倍に引き上げること、(四)社会保険で後保護施設に入所できるようにすること、(五)後保護施設の付属として公営の授産施設をつくること等に関し法的にうらづけるための後保護施設法を制定せられたいとの請願。

第一五二八号 昭和三十三年三月三十一日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 東京都文京区曙町二四

伊藤武雄

紹介議員 平島 敏夫君

昭和二十二年法律第二一七号により医業類似行為を規制し、民間で電気治療業として行うことを禁止(現業者は昭和三十四年以降)したが、民間電気治療中には野一色蒸熱電気治療のごとき、歴史も古く治療効果も定評があり、これを禁止すると患者が困惑するものもあるから、現在の電気治療においては微弱電流を用い危険性や弊害が全くない実情を勘案されて、民衆に深く信頼され広く利用されている民間電気治療の業務が、従来どおり継続できるように前記法律を改正せられたいとの請願。

昭和二十二年法律第二一七号により医業類似行為を規制し、民間で電気治療業として行うことを禁止(現業者は昭和三十四年以降)したが、民間電気治療中には野一色蒸熱電気治療のごとき、歴史も古く治療効果も定評があり、これを禁止すると患者が困惑するものもあるから、現在の電気治療においては微弱電流を用い危険性や弊害が全くない実情を勘案されて、民衆に深く信頼され広く利用されている民間電気治療の業務が、従来どおり継続できるように前記法律を改正せられたいとの請願。

第一五二九号 昭和三十三年三月三十一日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 山口市今市 竹原泰子

紹介議員 安部キミ子君

この請願の趣旨は、第一五二八号と同じである。

第一五三〇号 昭和三十三年三月三十一日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 兵庫県龍野市龍野町本

町三ノ七三 岸野昇三

紹介議員 鹿島守之助君

昭和三十年法律第一六一号は、現実に行爲者の生業権をはく奪する不当なものであるから、医業類似行為の業務が従来どおり継続できるようにすみやかに本法を改正せられたいとの請願。

第一五五一号 昭和三十三年三月三十一日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 青森市浦町字橋本二八

四 三浦謙蔵

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第一五二八号と同じである。

第一五五二号 昭和三十三年三月三十一日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 富山市磯部町三二六

館秀夫外一名

紹介議員 勝俣 稔君

この請願の趣旨は、第一五二八号と同じである。

第一五七八号 昭和三十三年四月一日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 京都市東山区三条京坂

下ル 高田進

紹介議員 竹中 勝男君

この請願の趣旨は、第一五五〇号と同じである。

第一五七九号 昭和三十三年四月一日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木山

谷町二二八 湯沢三千

男 哲二君

この請願の趣旨は、第一五二八号と同じである。

第一五八〇号 昭和三十三年四月一日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城町

二八四 大鶴文子

紹介議員 横山 フク君

この請願の趣旨は、第一五二八号と同じである。

第一五八一号 昭和三十三年四月一日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 東京都品川区北品川四

ノ七四〇 土岐正直外

三名

この請願の趣旨は、第一五二八号と同じである。

第一五八二号 昭和三十三年四月一日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 山口市湯田温泉通 村

岡一男外六名

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第一五二八号と同じである。

九

である。

第一五九〇号 昭和三十三年四月二日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(一通)

請願者 東京都中央区日本橋小

舟町一ノ二株式会社社珍

稔内 平井珍外一名

紹介議員

安井 謙君

この請願の趣旨は、第一五二八号と同じである。

第一五九一号 昭和三十三年四月二日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 東京都世田谷区玉川田

園調布二ノ七二四 多

田永昌

紹介議員

黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第一五二八号と同じである。

第一六〇八号 昭和三十三年四月三日受理

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(二八通)

請願者 島根県出雲市高岡五七

三 伊藤幸吉外二十七

名

紹介議員

小滝 彬君

この請願の趣旨は、第一五二八号と同じである。

第一五七六号 昭和三十三年四月一日受理

引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願

請願者 神戸市生田区下山手通

井上露夫

紹介議員 河合 義一君

昭和三十三年法律第九号は、立法の本旨が十分に生かされていないから、本法を改正して、(一)第二条第一項を「昭和二十年八月十五日まで引続き本

邦以外の地域に生活の本拠を有してい

た者」と改めるとともに「開拓民等につ

いては期間六箇月未満の者を含む」を

追加すること、(二)第六条第一項を

「十五万円をこえる者及びその者の配

偶者に支給しない」と改めること、

(三)第八条第三項を「昭和三十三年三

月三十一日以前に死亡した者」と改め

ること等の実現を期せられたいとの請

願。

第一五七七号 昭和三十三年四月一日受理

引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願

請願者 岡山県高梁市中井町

妻井昌一

紹介議員 近藤 鶴代君

昭和三十三年五月十七日に施行された

引揚者給付金等支給法は、立法の精神

からして三つの矛盾があり、これをそ

のまま存続させることは人道に及び国

政上からも適切なものではないばかり

でなく、現在及び将来にわたつて国民

心理の上に大きな不信を残すこととな

るから、本法を改正して、(一)第二条

第一項にいう「六箇月以上本邦以外の

地域に生活の本拠を有していた者」と

あるのを単に「昭和二十年八月十五日

までに引続き本邦以外の地域に生活の

本拠を有していた者」と改めること、

(二)第六条を削除すること、(三)第八

条第三号の「昭和三十三年三月三十一

日以前に死亡した者で死亡の当時二十

五才以上であつたもの」を「昭和三十

二年三月三十一日以前に死亡した者」

と改めること等の実現を期せられたい

との請願。

第一五九六号 昭和三十三年四月二日受理

日雇労働者の生活保障に関する請願

請願者 熊本県議会議長 二神

勇雄

紹介議員 内村 清次君 森中

守義君

日雇労働者の生活実態にかんがみ、こ

れが生活の改善、向上を図るため、

(一)失業対策事業労働力費補助基本日額

を平均五十円程度引き上げること、

(二)失業対策事業の平均就労日数を二

十五日程度にすること、(三)日雇失業

保険の待期日数を短縮すること、(四)

日雇労働者健康保険法の改正にあたつ

ては、傷病手当、産前、産後の手当等

を一般健康保険と同程度に引き上げる

と共に、その給付手続を簡素化すること、

(五)生活保護費基準を引き上げること、

(六)日雇労働者向きの無料託児

所を設置すること、(七)義務教育を受

けるための教科書等は無料とすること、

(八)低収入労働者用の住宅を建設

すること等適切な生活保障措置を講ぜ

られたいとの請願。

第一六〇七号 昭和三十三年四月三日受理

国民年金制度実施に関する請願

請願者 三重県津市一身田町二

七八 近藤寛外千五百

七名

紹介議員 齋藤 昇君

高齢者、子供をかかえた未亡人、身体

障害者に対する援護は、現下緊要の重

大問題であり、一日もゆるがせにでき

ないところであるから、これを一挙に

解決する方法として、この三者を対象

とするいわゆる国民年金制度をすみや

かに実施せられたい。特に、高年齢

者、多数の子供を持つ未亡人、重度の

身体障害者に対する年金制度を昭和三十

三年度から実施し、真に福祉国家と

しての理想実現に猛進せられたいとの

請願。